

自転車にも青切符が導入されます



【相談要旨】

4月から自転車の交通違反の取締りの方法が変わりますが、歩道を走れなくなるのですか。自転車の安全にも配慮してほしいです。

【回答】

この度の法改正によって自転車の交通違反の取締り後の手続が変わりますが、取締りの方法や基本的な考え方が変わるわけではありません。

4月から導入される自転車の交通反則通告制度（青切符）は、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反を前科のつかない「青切符」の対象とし、違反処理の迅速化、違反者・警察の負担軽減等を図るものです。

飲酒運転等の重大な違反をしたときなどは、刑事手続による処理が行われます。

また、これまでどおり「標識等で歩道通行が可能」「13歳未満もしくは70歳以上の者または身体障害がある者」「車道・交通状況からやむを得ない」等の場合、自転車は歩道の車道寄りを徐行通行できます。

自転車の安全対策については、4月から、車両が自転車の右側を通過する際に十分な間隔がない場合、車両は自転車との間隔に応じた安全な速度で進行すること、自転車もできる限り道路の左端に寄って通行することが義務化され、違反すると罰則対象となります。

新年度から通勤・通学で新たに自転車を利用される方もいらっしゃいます。交通ルールを守り、安全な利用を心がけましょう。

【一口メモ】

自転車利用者が守るべき最も基本的な交通ルールとして「自転車安全利用五則」がまとめられています。

- ①車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

（令和8年3月2日 日本海新聞掲載）